

なくそう不法投棄

不法投棄は犯罪です。昨年は、松張地域にて不法投棄が多発しました。廃棄物を違法に捨てた者は、法律により5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはこの併科に処せられます。

不法投棄を防止するには、皆さま一人ひとりがごみ出しのルールを正しく守って処分することが大切です。

また、民有地に不法投棄された場合は、土地の所有者に処分の義務があり、町では収集できません。不法投棄されないようにフェンスの設置や、草刈りなどの対策をお願いします。もし、不法投棄の現場を目撃した場合は、車のナンバーや投棄者の特徴を控えて西枇杷島警察署(☎052・501・0110)までご連絡をお願いします。



松張地域の不法投棄の様子

▼問合せ 住民課環境保全グループ
☎28・0916

介護保険負担限度額認定証の申請について

介護保険の施設サービスや短期入所サービスなどを利用される方で、住民税が非課税世帯で預貯金額等が一定の基準を満たしている方は、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、居住費(滞在費)・食費の自己負担額が軽減されます。

現在交付している認定証の有効期間は、7月31日(木)までです。

既に認定証の交付を受けている方には、6月初旬に申請書類を送付します。必要事項を記入の上、保険課に提出してください。郵送による提出も可能です。

▼提出書類 ①負担限度額認定申請書 兼同意書、②【窓口提出の場合】本人及び配偶者の通帳等を持参してください。【郵送提出の場合】本人及び配偶者の通帳等の写し(詳細については、申請書に同封の案内文で確認してください。)

▼提出期限 6月30日(月)

▼提出先 役場1階3番窓口保険課

▼問合せ 保険課介護グループ
☎28・0100

特定健診を受けていますか「無料」で生活習慣病をチェック

▼特定健診とは

生活習慣病の予防・早期発見のための健診です。高血圧・糖尿病・脂質異常症など、将来の病気を未然に防ぐチャンスです。

▼費用 無料

▼対象者

豊山町の国民健康保険に加入している方が対象です。(40歳~74歳)

集団健診(保健センター)または指定の医療機関等で個別に受診できます。

※対象となる方には受診券を5月下旬にお送りしています。

▼治療中の方も対象です

治療中の方も、特定健診の対象です。特定健診の検査項目は幅広く、治療中の病気以外のリスクがないか確認することができます。

※75歳以上の方には8月中旬に「後期高齢者健康診査受診券」を郵送します。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ
☎28・0917



特定健診の受診方法

① 受診方法 を選ぶ

集団健診で受診

- かかりつけ医がない方にお勧めです
- 健診と一緒にがん検診(有料)、歯周疾患検診も受けられます

② 予約を取り 受診する

【日程】7月2日(水)~7月7日(月)
(6日(日)を除く)
10月8日(水)~10月15日(水)
(12日(日)・13日(月・祝)を除く)

【健診場所】保健センター

【予約方法】コールセンターへ電話

個別健診で受診

- 町内・清須市・北名古屋市の指定医療機関で受診できます
- 町内の医療機関は、がん検診(有料)も受けられます
- 健診結果が普段の診療にも活用されます

【期間】6月~12月
(11~12月は混雑が予想されるため)
お早めの時期にご予約ください)

【健診場所】指定医療機関で実施
【予約方法】各医療機関へ電話

※詳細は受診券に同封の「健診ガイド」をご確認ください。